

粉体工業技術センター規約

一般社団法人日本粉体工業技術協会

(総 則)

- 1-1. 定款第4条に示す事業を実施することを主たる目的として、本会に粉体工業技術センターをおく。

(組 織)

- 2-1. センターには、センター長、副センター長のもとに、事業別に部門をおく。部門の新設・廃止は理事会の議決による。
- 2-2. センター長、副センター長は、会長が理事会にはかつて本会会員又は協会理事の中から委嘱する。
- 2-3. 各部門は、マネジャー、副マネジャー（若干名）、および委員をもって構成する。マネジャー、副マネジャーは、センター長が会長に申請し、会長が決定して理事会に報告する。委員はマネジャーが専務理事にはかつて本会会員および事務局職員の中から委嘱する。新任のマネジャーは、必要によりマネジャー経験者をアドバイザーとすることができる。アドバイザーは、新任のマネジャーが会長に申請し、会長が決定して理事会に報告する。ただし、任期は2年とし、原則として再任できない。アドバイザーの旅費については、4-3項を適用する。なお、副マネジャーについては、事務局職員の中から委嘱することもできる。
- 2-4. マネジャー、副マネジャーの年齢の上限は、満75歳とし、当該年度内にその上限に達したものは、その期末において退任する。
- 2-5. マネジャーの任期は2年とし、4期8年を最長とする。特別な事情があり延長する場合は、会長に申請し、会長が決定して理事会に報告する。ただし、任期は2年とし、原則として再任できない。
- 2-6. 副マネジャーおよび委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(運 営)

- 3-1. センター長は、センターの業務を統括し、事業の状況について理事会に報告する。副センター長はセンター長を補佐し、必要あるときはセンター長の職務を代行する。
- 3-2. センター長は年1回以上マネジャー会議を招集し、センターおよび各部門の事業について検討・協議する。
- 3-3. マネジャーは、必要に応じ部門会議または小会議を招集する。また必要あるときは、センター長の承認を得て、部門内に専門委員会を設けることができる。
- 3-4. マネジャーは、会議および専門委員会会合の日時・場所・議題が決定次第、センター長に報告する。また、会議・会合の終了後、2週間以内に議事録をセンター長に提出しなければならない。

(会 計)

- 4-1. マネジャーは、部門の年度毎の事業計画案および予算原案を1月10日までに、また、事業報告および決算を3月31日までにセンター長に提出する。
- 4-2. センター長は、センターの年度毎の事業計画および予算案を年度開始前の理事会に、また事業報告および収支決算を年度始めの理事会に提出する。
- 4-3. センター業務のためのマネジャー、副マネジャーおよび委員の旅費は、個人会員などに限り、原則として協会の国内出張旅費規定2および国外出張旅費内規に準じて支給する。ただし、法人会員所属の委員には、旅費は支給しない。

(附 則)

1. 本規約の改定は平成27年5月14日から発効する。
2. 平成26年4月1日点において、2-4. および2-5. 項について、止むを得ない理由

がある場合は、理事会の承認を得て、最長2年間の猶予を与える。

(付 記)

昭和62年	5月	7日	制定
平成5年	3月	26日	改訂
平成8年	9月	19日	改定(理事会承認)
平成9年	9月	18日	一部改定(理事会承認)
平成15年	3月	19日	一部改定(理事会承認)
平成23年	5月	12日	一部改定(理事会承認)
平成25年	11月	27日	一部改定(理事会承認)
平成27年	5月	14日	一部改定(理事会承認)
平成30年	11月	13日	一部改定(理事会承認)